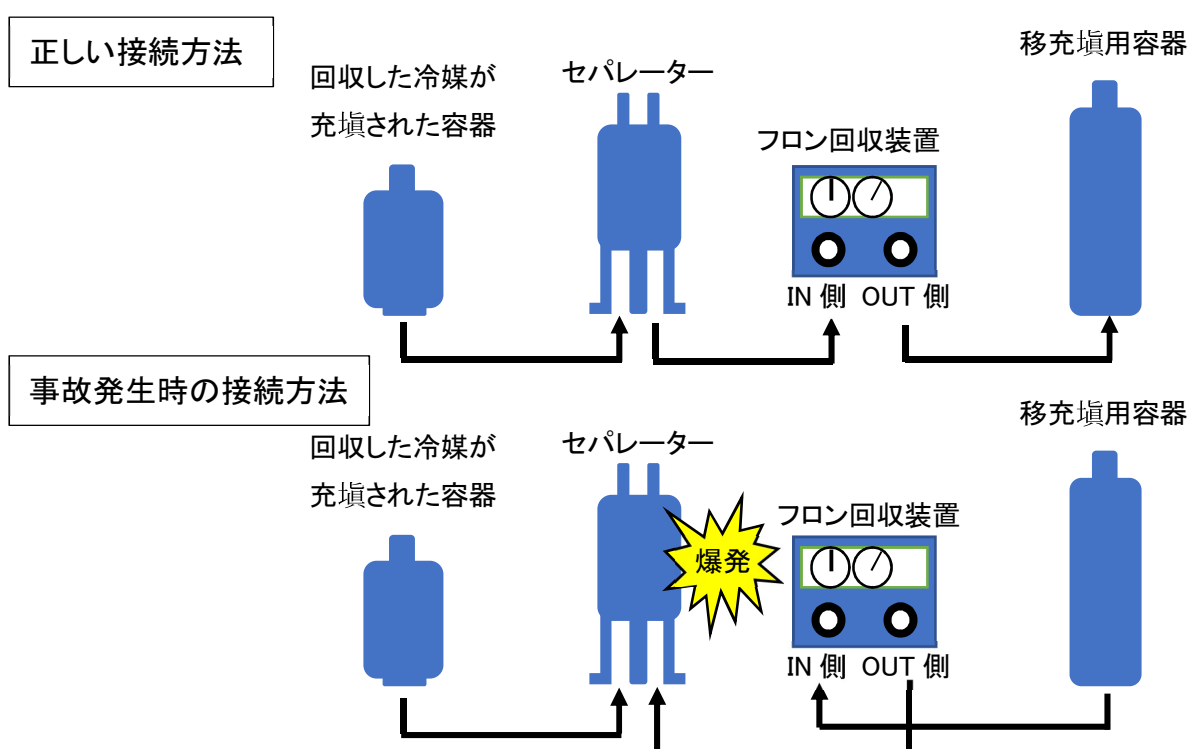


令和2年度に経済産業省から発出された事故に係る注意喚起等について

1. 冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときの注意のお願い（令和2年4月24日及び5月19日）

- ・発生日 令和2年4月16日
- ・事故の概要 冷凍設備から回収された冷媒であるフロンを取扱中に1名の方が死亡
- ・原因 冷凍設備から回収されたフロンが充填された容器から、セパレーターを介して別の容器に移充填する作業を行う際、フロン回収機の吐出口（OUT側）と吸入口（IN側）を誤ってホースを取り付けて作業を行ったため、セパレーターに過大な圧力がかかり、セパレーターの溶接部分が破裂し、作業員が被災したもの。
- ・注意事項 冷媒の移充填を行う前にはセパレーターやホース等の腐食、傷等が無い
か、冷媒が漏洩していないか、ホース、附属品、容器等の接続方法に誤りがないかを確認してから作業を実施すること。



2. 雨による災害によって流出した高圧ガス容器による事故防止について (令和2年4月24日及び7月9日)

- ① 令和2年4月18日の大雨により、茨城県の久慈川が増水し、県内の工事現場に保管してあった空の高圧ガス容器20本が河川に流出したとの情報により出された注意喚起
- ② 令和2年7月の九州豪雨による筑後川水系の増水により、大分県内の工事現場に保管してあったLPガス容器2本が河川に流出したとの情報により出された注意喚起

○ 注意喚起の内容

- ・みだりに触れない、移動させない。
- ・ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない。
- ・容器を発見した場合は容器の所有者または容器関連の団体に連絡する。

※ 地震による津波だけでなく、雨による災害でも容器が流出する事故が発生しています。容器により高圧ガスを貯蔵する場合、もしもの場合に流出しないよう、柵を設ける、固定する、複数本を束ねる等の対策を取ることが重要です。

また、不明容器を発見した場合、容器本体に所有者の情報が書かれている場合は所有者に連絡（私有地にある場合は土地所有者へ連絡）、書かれていない場合、名古屋市ではLPガス容器は一般社団法人愛知県LPガス協会、一般高圧ガス容器は東海高圧ガス容器管理委員会、フロンガス容器は愛知県フロン類排出抑制推進協議会（一般社団法人中部冷凍空調設備協会）に連絡をお願いします。

3. 作業員による事故防止について（令和2年8月6日）

- ・発生日 令和2年5月14日
- ・事故の概要 法定検査における貯槽開放作業中に1名の方が死亡
- ・原因 貯蔵タンクの開放作業中、協力会社の現場責任者がマンホール開放直後に作業を予定していない窒素雰囲気下の貯槽内部に、許可を得ず入槽し、酸欠により罹災した。
- ・注意事項 罹災者は熟練した作業員であり、事前に危害発生リスクを十分認識していたと考えられる。熟練者であるかどうかにかかわらず、作業を行うにあたっては、あらためて、作業の危険性を十分に認識し、常に念頭に置くとともに、作業計画に従って作業すること、また、作業に危険性や違和感を感じた場合は、周囲からも声がけするなど、安全管理に一層注意する必要がある。

※ 地上の空気中には酸素が21%含まれており、酸素の割合が低下すると、その空気を吸うことで体内の酸素が不足した状態（酸素欠乏症）となり、身体に様々な影響が発生し、最悪の場合死に至ります。酸素濃度約18%（連続換気必要）が安全の限界とされています。酸素濃度の低下が懸念される作業現場においては常に酸素濃度を測定すると共に、換気や空気呼吸器の使用等災害防止のための措置、作業方法の点検を実施してください。

4. 二酸化炭素等消火設備による事故防止について（令和3年1月25日）

- ・事故発生日 ①令和3年1月23日、②令和2年12月22日
- ・事故の概要 ①東京都港区のビル地下1階駐車場内ボンベ室において、ビルメンテナンスの作業員が二酸化炭素消火設備の点検作業を行っていたところ、二酸化炭素が放出し、2名が死亡した。
②名古屋市の機械式立体駐車場において、メンテナンス作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、1名が死亡、10名が重軽傷を負った。
- ・注意事項 二酸化炭素は状況によっては人的被害を発生させる恐れのあるガスである。二酸化炭素等消火設備の設置業者及びメンテナンス事業者等関係者は十分に危険性を認識した上で安全な取扱い等に注意する必要がある。

※ 二酸化炭素消火設備は消火能力の高い消火設備です。適切に管理し、使用することでその性能を十分に発揮することができます。一方でメンテナンス不足や使用方法の誤り等による誤放出により過去にも事故、死傷者が発生しています。

メンテナンスをしっかりとするとともに、有事の際に適切に操作し、避難誘導等を実施できるよう、施設関係者や設備点検業者、機器メンテナンス業者等、消火設備に関連する作業を実施する作業員の皆さんは消火設備の仕組みや危険性、操作方法等を定期的な訓練や講習等の教育で習熟していただくことが大切です。